平成２７年（フ）第６１６号
堺市東区日置荘西町１丁22番21―302号
債務者　柴田　啓子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目759番地の６
債務者　藤田　悦子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４６号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁665番地―５号
債務者　東　ちひろ
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６１号
大阪府河内長野市荘園町20番16号
債務者　金井　隆幸
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６４号
堺市西区草部1021番地　１棟508号
債務者　山本ゆうきこと　山本　　力
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
堺市中区深井畑山町384番地１　ＭＹコート深井203号、前住所堺市中区土塔町3165番地ブリーズＫ202号
債務者　水本　英樹
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番338―205号
債務者　藤本　修一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７１４号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番338―205号
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
山口県長門市西深川2783番地１　Ａ号室、住民票上の住所山口県長門市東深川1086番地１
債務者　中原久仁子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３９号
北海道夕張郡栗山町字継立168番地145
債務者　佐々木功二
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４１号
北海道夕張郡長沼町錦町南１丁目８番５号
債務者　庄司　忠史
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４２号
北海道岩見沢市南町９条２丁目７番５―207号　ビバハイツ
債務者　佐藤　明大
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第９１号
北海道室蘭市知利別町２丁目18番19号、前住所北海道室蘭市東町４丁目18番14号
債務者　中川原由香
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市小人町25番地３　第２幸風荘　１号室
債務者　阿部奈美子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２４０号
大津市大将軍２丁目５番１号ルミネス瀬田103
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０２３号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―503号
債務者　須崎　己佳
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４１号
福岡市東区八田１丁目７番11号、前住所福岡市南区曰佐３丁目33番５―202号
債務者　古澤　大輔
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部